

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
森林組合検査規則	1
告示	
牛のヨーネ病の発生	(畜産課) 3
議決を経た予算の要領	(財政課) 3
字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課) 15
結核予防法による医療機関の指定	(健康政策課) 15
結核予防法による指定医療機関の所在地の変更の届出	(") 15
結核予防法による指定医療機関の辞退の申出	(") 16
大規模小売店舗に関する変更の届出(5件)	(経営流通課) 16
大規模小売店舗に関する変更の届出の取下げ	(") 18
公有水面埋立ての免許の出願	(漁港課) 18
道路の区域変更	(道路課) 18
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課) 18
建築基準法による道路の位置の指定	(建築課) 19
港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定	(港湾課) 19
告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(出納室) 23
公告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請	(生活女性課) 23
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(") 23
争議行為の予告	(労働政策課) 23
土地改良区の役員の就退任	(耕地課) 23
土地改良区の解散の認可	(") 24
土地改良区の清算人の就職(2件)	(") 24
県営土地改良事業の計画の定め	(") 24
県営土地改良事業の計画の変更(2件)	(") 24
土地改良事業の施行の適否決定(春野町)(2件)	(") 24

換地処分の届出(吾川村) (") 24
 高知県公安委員会告示
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による意見聴取の実施 24
 監査公表
 監査の結果に関する報告に基づく措置結果 25
 正誤
 正誤(平12・6・6付け 目次ほか)

 規 則

森林組合検査規則をここに公布する。
 平成14年3月15日
 高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第12号
 森林組合検査規則
 (趣旨)
 第1条 森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条の規定により、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下「組合等」という。)に対して行う検査は、この規則の定めるところによる。
 (検査の目的)
 第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、林業の健全な発展に資することを目的とする。
 (検査事項)
 第3条 検査は、物件、帳簿及び証拠書類その他の業務記録等を精査し、次の事項について、適否を明らかにするものとする。
 (1) 業務運営の状況
 (2) 資産及び負債並びに損益の状況
 (検査の場所)
 第4条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所で、実地検査により行う。ただし、主たる事務所以外の事務所及び事業場等については、主たる事務所に存在する帳簿その他の書類により検査を行い、実地検査を省略することができる。
 (検査基準日及び検査の範囲)
 第5条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。
 2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合に

は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前における業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。
 (検査職員等)
 第6条 検査は、知事が指定した職員(以下「検査職員」という。)に行わせる。ただし、知事が必要と認める場合は、林業事務所の職員等検査職員でない職員を検査職員の指揮の下に検査に従事させることができる。
 2 検査職員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
 3 検査職員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。
 (無通告検査の原則)
 第7条 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。
 (検査通知書の提示及び証拠の携帯)
 第8条 検査職員は、検査に際して理事又は参事に対し、当該検査に係る検査通知書を提示するとともに、別記様式による身分証明書を携帯し、検査を受ける者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 (検査の立会)
 第9条 検査には、理事又は参事の立会を得なければならない。ただし、倉庫、事業場等にあつては、理事又は参事の代わりに当該倉庫、事業場等の責任者をもって、充てることができる。
 2 検査に際しては、監事の立会を得るようにしなければならない。
 (検査の着手見合せ及び中止)
 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、検査の着手を見合せ、又はこれを中止することができる。
 (1) 前条に掲げる者を立ち会わせることができないとき。
 (2) 検査すべき帳簿又は書類の大部分が検査の場所に現存せず、速やかにこれを備えさせることができないとき。
 (3) 検査すべき帳簿又は書類の記載が著しく不備のため、業務及び会計の状況等を知ることができないとき。
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、重大な事故のため、検査の実施が困難であると認められるとき。
 2 前項の場合においては、検査職員は、直ちに知事に報告して、その指揮を受けなければならない。
 (執務時間内検査の原則)
 第11条 検査は、組合等の執務時間内に行う。ただし、現物検査その他やむを得ない理由がある場合で、理事又は参事の承諾を得たときは、この限りでない。
 (私物検査の制限)
 第12条 検査職員は、役職員等の私物については、検査を行って

はならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(被検査組合等に対する配慮等)

第13条 検査職員は、検査に際しては、組合等の業務の執行に支障のないようにするとともに、組合等に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

2 検査職員及び検査に従事する職員は、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。

(取引先等との照査)

第14条 検査職員は、検査上特に必要があると認められる場合には、組合員、組合員以外の取引先(出資先を含む。)、退職した役員又はその他の関係者に対して、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(意見の聴取)

第15条 検査職員は、検査によって明らかとなった事項について、役員等から意見を聴取するようにしなければならない。

(検査講評)

第16条 検査職員は、検査を終了するに際して、理事及び監事の参集を求め、検査結果についての講評を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

2 検査職員は、前項の講評に際して、特に重大な措置を要すると認められる事項がある場合には、講評から除き、上司の指揮を受けるものとする。

(検査書の交付)

第17条 検査職員は、検査を終了したときは、検査結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、法令の違反又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認めるときは、指摘事項を記載した検査書を作成して、当該組合等に交付するものとする。

(検査回答書の徴求)

第18条 知事は、前条の検査書を交付した場合には、期日を定めて、指摘事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、その議事録及び監事の意見書を添えた回答書を徴求するものとする。

(秘密の保持)

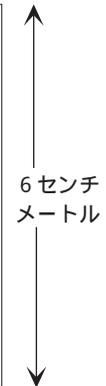
第19条 検査職員及び検査に従事した職員は、検査の執行により知ることのできた秘密は漏らしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第8条関係)

番 号	身 分 証 明 書
所 属 職・氏名	年 月 日 生
上記の者は、森林組合法第111条の規定に基づく検査を命じた者であることを証明します。	
年 月 日	高知県知事 印



(裏面)

- 1 この身分証明書は、検査に当たって必ず携帯しなければならない。
- 2 この身分証明書は、検査を受ける者の請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この身分証明書を紛失し、若しくは汚損したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに知事に届出て再交付を受けなければならない。
- 5 検査職員は、その資格を失い、又は返付を命ぜられたときは、直ちに知事にこの身分証明書を返付しなければならない。

告 示

高知県告示第71号の2

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成14年2月25日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

患畜

発生頭数	発生場所	発生年月日	処置
1頭	高知市針木西	平成14年2月22日	殺処分

高知県告示第99号

平成13年12月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

平成13年度高知県一般会計補正予算

平成13年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,087,803千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ605,447,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
7 負担金及び 負担金		7,168,771	78,249	7,247,020	14 諸 収 入		82,011,835	806,157	82,817,992
	2 負 担 金	6,854,274	78,249	6,932,523		3 公営企業貸付金 元 利 収 入	9,645,417	147,650	9,793,067
8 使用料及び 手数料		7,198,196	18,793	7,179,403	4 貸付金元利 収 入	54,135,627	739,200	54,874,827	
	1 使 用 料	5,512,053	17,713	5,494,340	6 受 託 事 業 入 収	2,597,067	30,000	2,627,067	
	2 手 数 料	1,686,143	1,080	1,685,063	8 雑 入	12,536,394	110,693	12,425,701	
9 国庫支出金		108,920,798	14,317,243	123,238,041	15 県 債		63,982,000	3,899,000	67,881,000
	1 国庫負担金	39,900,283	6,215,068	46,115,351		1 県 債	63,982,000	3,899,000	67,881,000
	2 国庫補助金	66,579,054	8,108,885	74,687,939	歳 入 合 計		586,359,456	19,087,803	605,447,259
	3 委 託 金	2,441,461	6,710	2,434,751					
10 財 産 収 入		1,904,528	139,450	1,765,078					
	1 財産運用収入	1,621,228	139,450	1,481,778					
12 繰 入 金		15,481,536	145,397	15,626,933					
	2 基金繰入金	14,273,883	145,397	14,419,280					

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,188,246	8,272	1,179,974	4 衛 生 費		9,990,515	189,864	9,800,651
	1 議 会 費	1,188,246	8,272	1,179,974		1 医 務 費	7,480,359	170,145	7,310,214
2 総 務 費		46,476,077	298,751	46,774,828		2 環 境 衛 生 費	772,650	4,494	768,156
	1 総 務 管 理 費	17,370,812	292,931	17,663,743		3 予 防 費	1,583,440	6,356	1,577,084
	2 企 画 費	13,000,163	12,566	12,987,597	4 薬 務 費	154,066	8,869	145,197	
	3 徴 税 費	2,927,451	44,046	2,971,497	5 労 働 費		2,549,998	4,071,905	6,621,903
	4 市 町 村 振 興 費	2,422,543	5,871	2,428,414		1 職 業 安 定 費	1,096,083	11,742	1,107,825
	6 防 災 費	951,235	1,331	949,904		2 労 政 費	1,325,944	4,066,309	5,392,253
	7 統 計 調 査 費	406,636	15,653	390,983	3 労 働 委 員 会 費	127,971	6,146	121,825	
	8 開 発 費	1,616,571	1,571	1,618,142	6 農 林 水 産 業 費		59,990,461	671,697	60,662,158
	9 環 境 保 全 費	2,910,675	80,580	2,830,095		1 農 業 費	9,396,140	16,245	9,379,895
	10 科 学 技 術 振 興 費	3,742,490	63,945	3,806,435		2 畜 産 業 費	1,102,504	49,407	1,151,911
	11 人 事 委 員 会 費	148,680	397	149,077		3 農 地 費	15,421,066	71,851	15,349,215
	12 監 査 委 員 費	193,713	120	193,833		4 林 業 費	21,690,606	552,240	22,242,846
3 民 生 費		42,717,290	518,101	43,235,391	5 水 産 業 費	12,380,145	158,146	12,538,291	
	1 社 会 福 祉 費	25,082,873	441,398	25,524,271	7 商 工 費		26,001,513	42,140	25,959,373
	2 生 活 保 護 費	4,973,257	2,125	4,975,382		1 商 工 業 費	25,016,951	44,029	24,972,922
	3 児 童 福 祉 費	10,749,960	66,261	10,816,221	2 観 光 費	984,562	1,889	986,451	
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,123,525	12,037	1,135,562	8 土 木 費		134,959,738	1,153,905	136,113,643
	5 遺 援 家 族 等 援 護 費	84,661	3,720	80,941		1 土 木 管 理 費	18,409,049	392,610	18,016,439

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計	
	2 道路橋梁費	44,595,712	156,440	44,752,152		3 土木施設 災害復旧費	3,216,475	9,364,062	12,580,537	
	3 河川海岸費	25,202,684	496,059	25,698,743		4 県有施設等 災害復旧費	33,606	1,959	35,565	
	4 港湾空港費	20,119,698	109,382	20,229,080		13 諸支出金		41,316,978	597,407	41,914,385
	5 砂防費	9,529,543	765,300	10,294,843		1 基金	2,581,550	599,104	3,180,654	
	6 都市計画費	13,871,103	10,804	13,860,299	2 公営企業 支 出 金	15,498,283	1,697	15,496,586		
	7 建築費	3,231,949	30,138	3,262,087	歳 出 合 計		586,359,456	19,087,803	605,447,259	
	9 警察費		23,882,936	36,454	23,919,390					
	1 警察管理費	21,277,422	36,454	21,313,876						
10 教育費		107,574,671	119,955	107,694,626						
	1 教育総務費	12,004,568	52,642	12,057,210						
	2 小学校費	35,806,452	332,597	35,473,855						
	3 中学校費	20,577,957	254,176	20,832,133						
	4 高等学校費	22,396,657	120,093	22,516,750						
	5 障害児学校費	6,690,491	33,696	6,724,187						
	6 社会教育費	3,153,182	140	3,153,042						
	7 保健体育費	1,092,952	20,344	1,113,296						
	8 大学費	1,878,435	28,536	1,849,899						
	9 教育諸費	3,973,977	277	3,974,254						
11 災害復旧費		4,354,653	11,859,904	16,214,557						
	1 農林施設 災害復旧費	935,502	2,358,344	3,293,846						
	2 水産施設 災害復旧費	169,070	135,539	304,609						

第2表 繰越明許費補正
1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額	
6 農林水産業費			1,211,894			河川激甚災害対策特別緊急事業	3,531,193	
	3 農地費		357,000	4 港湾空港費			1,383,900	
		ほ場整備事業費	63,000		高知新港フェリー用暫定施設整備事業費	22,900		
		中山間地域総合整備事業費	294,000		重要港湾改修費	297,000		
	4 林業費	災害関連緊急治山等事業費	694,894		地方港湾改修費	238,000		
		5 水産業費			160,000	港湾環境整備事業費	30,000	
	漁港環境整備事業費		100,000		港湾既存施設有効活用促進事業	63,000		
	漁港漁村活性化対策事業費		60,000		土佐湾高潮対策事業費	193,000		
8 土木費			26,025,488		5 砂防費			540,000
	2 道路橋梁費		13,874,800	6 都市計画費				2,023,725
		道路改築費	5,406,800			通常砂防事業費	878,000	
		道路特殊改良費	573,000			地すべり対策事業費	30,000	
		道路補修費	50,000			急傾斜地崩壊対策事業費	985,725	
		交通安全施設等整備事業費	411,000			特定緊急砂防事業費	130,000	
		緊急地方道路整備事業費	7,434,000			4,061,000		
	3 河川海岸費		4,682,063	都市計画街路事業費	1,700,000			
		広域河川改修事業費	840,000	住宅地関連公共施設整備促進事業費	261,000			
		河川局部改良事業費	45,000	連続立体交差事業費	2,100,000			
土佐湾高潮対策事業費		265,870	合 計	27,237,382				

2 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
10 教 育 費			182,169	473,236
	4 高 等 学 校 費	施 設 整 備 費	182,169	473,236
	合	計	182,169	473,236

第3表 債務負担行為補正
追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
国体競技仮施設等整備委託料 (実践農業大学校窪川校)	平成13年12月21日から 平成14年11月30日まで		235,131
中山間地域総合整備事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		80,000
団体営農業集落排水事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		80,800
農村振興総合整備事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		53,055
県営ため池等整備事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		60,000
林道開設事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		120,000
山地治山事業費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		206,745

事 項	期 間	限 度	額
道 路 改 築 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		1,100,000
交 通 安 全 施 設 等 整 備 事 業 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		238,000
河 川 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		800,000
海 岸 浸 食 対 策 事 業 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		50,000
通 常 砂 防 事 業 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		93,000
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	平成13年12月21日から 平成15年3月31日まで		41,250
重 要 港 湾 改 修 費 (大平山東トンネル)	平成13年12月21日から 平成14年8月31日まで		150,000
地 方 港 湾 改 修 費	平成13年12月21日から 平成14年8月31日まで		300,000
海 岸 環 境 整 備 事 業 費	平成13年12月21日から 平成14年8月31日まで		210,000

第4表 地方債補正
変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	3,129,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 7.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	1 平成14年度から平成43年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	3,313,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 7.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	1 平成14年度から平成43年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
漁港事業費	2,236,000				2,300,000			
河川海岸事業費	9,118,000				9,363,000			
砂防事業費	3,807,000				4,064,000			
公共土木施設等災害復旧費	1,173,000				4,286,000			
国直轄事業費負担金	5,970,000				6,006,000			
計	63,982,000				67,881,000			

平成13年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算

平成13年度高知県の給与等集中管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ784,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,261,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与等振替入		136,045,000	784,000	135,261,000	1 給与等集中費		136,045,000	784,000	135,261,000
	1 給与等振替入	136,045,000	784,000	135,261,000		1 給与等集中費	136,045,000	784,000	135,261,000
歳入合計		136,045,000	784,000	135,261,000	歳出合計		136,045,000	784,000	135,261,000

平成13年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

平成13年度高知県の土地取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,871,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得収入		1,816,514	55,000	1,871,514	1 土地取得費		1,816,514	55,000	1,871,514
	1 土地取得収入	1,816,514	55,000	1,871,514		1 土地取得費	1,816,514	55,000	1,871,514
歳入合計		1,816,514	55,000	1,871,514	歳出合計		1,816,514	55,000	1,871,514

平成13年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成13年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,205千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,157,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 流通団地及び工業団地造成事業収入		1,164,002	6,205	1,157,797	1 流通団地及び工業団地造成事業費		1,164,002	6,205	1,157,797
	2 工業団地造成事業収入	356,844	6,205	350,639		2 工業団地造成事業費	356,844	6,205	350,639
歳入合計		1,164,002	6,205	1,157,797	歳出合計		1,164,002	6,205	1,157,797

第2表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業団地造成事業費	356,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 7.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	1 平成14年度から平成23年 度までの10箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債 額の全部又は一部を繰り上 げて償還をすることができる。	349,795	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 7.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	1 平成14年度から平成23年 度までの10箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債 額の全部又は一部を繰り上 げて償還をすることができる。

平成13年度高知県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成13年度高知県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成13年度高知県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)					(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
					収	入	
第1款	事	業	収	益	1,653,265千円		1,653,265千円
第1項	営	業	収	益	1,538,778千円		1,538,778千円
第2項	営	業	外	収	102,328千円		102,328千円
第3項	特	別	収	益	12,159千円		12,159千円
					支	出	
第1款	事	業	費		1,459,065千円	15,433千円	1,443,632千円
第1項	営	業	費	用	1,294,597千円	15,433千円	1,279,164千円
第2項	営	業	外	費	145,713千円		145,713千円
第3項	予	備	費		5,000千円		5,000千円
第4項	特	別	損	失	13,755千円		13,755千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中「488,562千円」を「472,841千円」に改める。

平成13年度高知県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成13年度高知県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成13年度高知県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業	収	益	
		156,657千円		156,657千円
第1項	営業	収	益	
		151,661千円		151,661千円
第2項	営業	外	収	益
		4,996千円		4,996千円
		支	出	
第1款	事業	費		
		145,512千円	587千円	144,925千円
第1項	営業	費	用	
		140,310千円	587千円	139,723千円
第2項	営業	外	費	用
		4,202千円		4,202千円
第3項	予	備	費	
		1,000千円		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本	的	収	入
		492,975千円	2,572千円	490,403千円
第1項	企	業	債	
		50,000千円		50,000千円
第2項	借	入	金	
		442,975千円	2,572千円	440,403千円
		支	出	
第1款	資本	的	支	出
		524,759千円	2,572千円	522,187千円
第1項	建	設	改	良
		308,932千円	2,572千円	306,360千円
第2項	割	賦	償	還
		120,929千円		120,929千円
第3項	企	業	債	償
		92,246千円		92,246千円
第4項	借	入	金	償
		1,652千円		1,652千円
第5項	予	備	費	
		1,000千円		1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「81,190千円」を「77,813千円」に改める。

平成13年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成13年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成13年度高知県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	本	庁	事	業
		187,358千円	875千円	188,233千円
第1項	医	業	外	収
		187,357千円	875千円	188,232千円
第2項	特	別	利	益
		1千円		1千円
第5款	幡	多	け	ん
		7,588,082千円	165,209千円	7,753,291千円

第1項	医 業 収 益	6,246,775千円		6,246,775千円
第2項	医 業 外 収 益	1,341,107千円		1,341,107千円
第3項	特 別 利 益	200千円	165,209千円	165,409千円
		支 出		
第1款	本 庁 事 業 費 用	187,358千円	875千円	188,233千円
第1項	医 業 費 用	187,254千円	875千円	188,129千円
第2項	医 業 外 費 用	4千円		4千円
第3項	予 備 費 用	100千円		100千円
第2款	中 央 病 院 事 業 費 用	8,289,752千円	165,605千円	8,124,147千円
第1項	医 業 費 用	8,183,468千円	165,605千円	8,017,863千円
第2項	医 業 外 費 用	85,183千円		85,183千円
第3項	特 別 損 失	21,001千円		21,001千円
第4項	予 備 費 用	100千円		100千円
第3款	安 芸 病 院 事 業 費 用	4,615,646千円	34,850千円	4,650,496千円
第1項	医 業 費 用	4,451,163千円	34,850千円	4,486,013千円
第2項	医 業 外 費 用	152,382千円		152,382千円
第3項	特 別 損 失	12,001千円		12,001千円
第4項	予 備 費 用	100千円		100千円
第4款	芸 陽 病 院 事 業 費 用	1,372,692千円	1,724千円	1,374,416千円
第1項	医 業 費 用	1,336,133千円	1,724千円	1,337,857千円
第2項	医 業 外 費 用	36,238千円		36,238千円
第3項	特 別 損 失	221千円		221千円
第4項	予 備 費 用	100千円		100千円
第5款	幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 費 用	8,091,514千円	586,155千円	8,677,669千円
第1項	医 業 費 用	7,661,864千円	586,155千円	8,248,019千円
第2項	医 業 外 費 用	414,792千円		414,792千円
第3項	特 別 損 失	14,758千円		14,758千円
第4項	予 備 費 用	100千円		100千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,731,462千円	147,650千円	1,879,112千円
第1項	借 入 金	568,040千円		568,040千円
第2項	負 担 金	1,041,191千円		1,041,191千円
第3項	補 助 金	116,231千円		116,231千円
第4項	委 託 金	6,000千円		6,000千円
第5項	雑 収 入		147,650千円	147,650千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,731,462千円	147,650千円	1,879,112千円
第1項	建 設 改 良 費	485,300千円		485,300千円
第2項	企 業 債 等 償 還 金	1,246,162千円	147,650千円	1,393,812千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「11,580,364千円」を「11,346,606千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 9 条中「271,610千円」を「272,485千円」に改める。

高知県告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吾川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番 区 域	大 字	字
下名野 川	ニシヲオ クボ	863の3、864の4、 864の5、864の9	下名野 川	ミヅノト ヲ
	フナノヂ	870、870の2		
	ミヅノト ヲノシタ	878の2、879の2		
	ミヅノト ヲノウ子	880の2、880の3、 880の5、881の2、 882の2		

高知県告示第101号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
吉 井 病 院	中村市大橋通六丁目 7 - 5	医療法人元 湧会	平14・2・ 4
山 内 内 科	吾川郡伊野町枝川 2467 - 41	大川内 弘 子	" 1・ 12
エール薬局おこ う店	南国市岡豊町小蓮 406 - 2	有限会社ア ブローズ	" 2・ 1
と ん ぼ 薬 局	中村市大橋通五丁目 51 - 2	合資会社す みれ薬局	" "
なかむら薬局	中村市一条通三丁目 2 - 23	有限会社橋 詰調剤	" "

高知県告示第102号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定による指定医療機関から次のとおり医療機関の所在地の変更について届出があった。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

区分	医療機関の名称	所在地	開設者	変更年月日
変更前	大野内科	中村市具同65 - 2	大野関雄	平14・2・1
変更後		中村市渡川一丁目1 - 3		

高知県告示第103号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	開設者	辞退年月日
山内内科	吾川郡伊野町枝川2467 - 1	山内昇	平14・1・11
佐賀町国保佐賀診療所	幡多郡佐賀町746 - 1	佐賀町	平13・3・31

高知県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社土佐山田ショッピングセンター 代表取締役 石川 健二
- (2) 届出者の住所
香美郡土佐山田町西本町四丁目1 - 24
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
バリューかがみの

香美郡土佐山田町百石町二丁目6 - 16

- (4) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) かがみのファーム
(変更後) バリューかがみの
 - イ 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 香美郡土佐山田町百石町二丁目216 - 17ほか
(変更後) 香美郡土佐山田町百石町二丁目6 - 16
- (5) 変更年月日
 - ア 大規模小売店舗の名称
平成14年2月18日
 - イ 大規模小売店舗の所在地
平成14年1月23日
- (6) 変更理由
 - ア 大規模小売店舗の名称
株式会社土佐山田ショッピングセンターの他の店舗と統一性を持たせるため
 - イ 大規模小売店舗の所在地
建物建設後に住居表示が実施されたため

2 届出年月日

平成14年2月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課
土佐山田町産業振興課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
敷島紡績株式会社 代表取締役 飛谷 高照

(2) 届出者の住所

大阪府大阪市中央区備後町三丁目2 - 6

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高知ショッピングセンター
高知市秦南町一丁目144 - 1

(4) 変更事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
(変更後) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで

(5) 変更年月日

平成14年3月1日

2 届出年月日

平成14年2月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第106号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
ア 三井住友リース株式会社 代表取締役 吉田 博一
イ いよぎんリース株式会社 代表取締役 則久 秀行
- (2) 届出者の住所
ア 大阪府大阪市中央区南船場三丁目10 - 19

- イ 愛媛県松山市三番町四丁目12 - 1
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン葛島ショッピングセンター
高知市小倉町46 - 1 ほか
- (4) 変更事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
- (ア) 株式会社フジ
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時 (ただし、書籍売場は、午後12時)
- (イ) 株式会社メディコ・21
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (ウ) 株式会社青柳
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (エ) 株式会社食惣
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (オ) 株式会社フードクリエイト
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (カ) 安岡 眞子
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (キ) 株式会社大創産業
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (ク) 株式会社大東産業
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (ケ) 株式会社キタムラ
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
(変更後)
- (ア) 株式会社フジ
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時 (食品売場)
午後12時 (書籍売場)
午後9時 (その他)
- (イ) 株式会社メディコ・21
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時

- (ウ) 株式会社青柳
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- (エ) 株式会社食惣
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- (オ) 株式会社フードクリエイト
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- (カ) 安岡 眞子
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (キ) 株式会社大創産業
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (ク) 株式会社大東産業
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- (ケ) 株式会社キタムラ
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (5) 変更年月日
平成14年3月1日
- 2 届出年月日
平成14年2月27日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営流通課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容
高知県告示第107号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。
平成14年3月15日
- 高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
ア 株式会社高知大丸 代表取締役社長 桜井 信吾
イ 株式会社インテリヤらしいし家具 代表取締役 白石 貴朗
ウ 有限会社中繁 代表取締役 中村 繁博
- (2) 届出者の住所
ア 高知市帯屋町一丁目6 - 1
イ 高知市南久保91
ウ 高知市南久保92
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知大丸本館・東館
高知市帯屋町一丁目6 - 1 ほか
- (4) 変更事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後7時
(変更後) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後7時30分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後7時30分まで
(変更後) 午前9時30分から午後8時まで
- (5) 変更年月日
平成14年3月1日
- 2 届出年月日
平成14年2月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営流通課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容
高知県告示第108号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成14年3月15日
高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
高知市農業協同組合 代表理事組合長 坂本 弘之
 (2) 届出者の住所
高知市高須725 - 4
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマートあぞの店
高知市薊野1338 - 3 ほか
 (4) 変更事項
 ア 駐車場の収容台数
 (変更前) 174台 (午前10時から午後10時まで)
 (変更後) 174台 (午前10時から午後10時まで)
 113台 (午後10時から午後12時まで)
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻 午前10時
 閉店時刻 午後10時
 (変更後) 開店時刻 午前10時
 閉店時刻 午後12時
 ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前10時から午後10時まで
 (変更後) 午前10時から午後12時まで
 (5) 変更年月日
平成14年3月6日
 2 届出年月日
平成14年3月4日
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営流通課
 4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容
 高知県告示第109号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。
 平成14年3月15日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 取り下げられた届出に係る告示
平成13年9月高知県告示第529号
 2 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマートあぞの店

高知市薊野1338 - 3 ほか
高知県告示第110号
 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があつたので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。
 なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県農林水産部海洋局漁港課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。
 平成14年3月15日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
幡多郡大月町弘見2230番地
大月町(大月町長 柴岡 邦男)
 2 埋立区域
 (1) 位置
幡多郡大月町榎ノ浦字ハマヤシキ159番地1地先の公有水面
 (2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1を結ぶ平成12年春分の日の満潮位(DLプラス1.85メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 点1 幡多郡大月町榎ノ浦字ハマヤシキ159番地1地先に設置した榎ノ浦漁港原点(北緯32度47分0秒・東経132度43分48秒)から124度54分40.0メートルの地点
 点2 点1から213度33分6.2メートルの地点
 点3 点2から123度33分39.0メートルの地点
 点4 点3から52度57分3.8メートルの地点
 (3) 面積
282.1平方メートル
 3 埋立てに関する工事の施行区域
 (1) 位置
幡多郡大月町榎ノ浦字ハマヤシキ159番地1及び同地先の公有水面
 (2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Kと点Aを直線で結んだ線により囲まれた区域
 点A 幡多郡大月町榎ノ浦字ハマヤシキ159番地1地先に設置した榎ノ浦漁港原点(北緯32度47分0秒・東経132度43分48秒)から124度54分40.0メートルの地点
 点B 点Aから213度33分16.2メートルの地点
 点C 点Bから123度33分39.0メートルの地点
 点D 点Cから33度33分10.0メートルの地点
 点E 点Dから52度57分23.0メートルの地点
 点F 点Eから311度32分7.7メートルの地点
 点G 点Fから311度9分9.1メートルの地点

点H 点Gから309度15分10.1メートルの地点
 点I 点Hから305度16分10.0メートルの地点
 点J 点Iから297度16分12.1メートルの地点
 点K 点Jから205度27分14.1メートルの地点
 (3) 面積
1,445.9平方メートル
 4 埋立地の用途
漁港施設用地
 5 出願年月日
平成14年2月1日
 高知県告示第111号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成14年3月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中村土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成14年3月15日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 道路の種類 国道
 2 路線名 441号
 3 道路の区域

区 間	新 旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中村市久保川字ホキ1277番7から 中村市久保川字平口325番2まで	新	A	7.90 } 205.00 51.10
		B	8.00 } 1,120.00 104.00
中村市久保川字ソガノカハ217番3から 中村市久保川字ヒタキデン527番2まで	旧		3.40 } 1,161.00 82.40

高知県告示第112号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称
越知町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和59年3月高知県告示第159号越知都市計画下水道事業
(越知町公共下水道)
- 3 事業施行期間
昭和59年3月27日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第113号

次の土地を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置に、平成14年3月1日付けで指定した。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香美郡夜須町坪井字クヒ田	67番1 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	4.65	70.00	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築課に備え置いて縦覧に供する。

高知県告示第114号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、これらの指定は平成14年3月26日から適用する。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

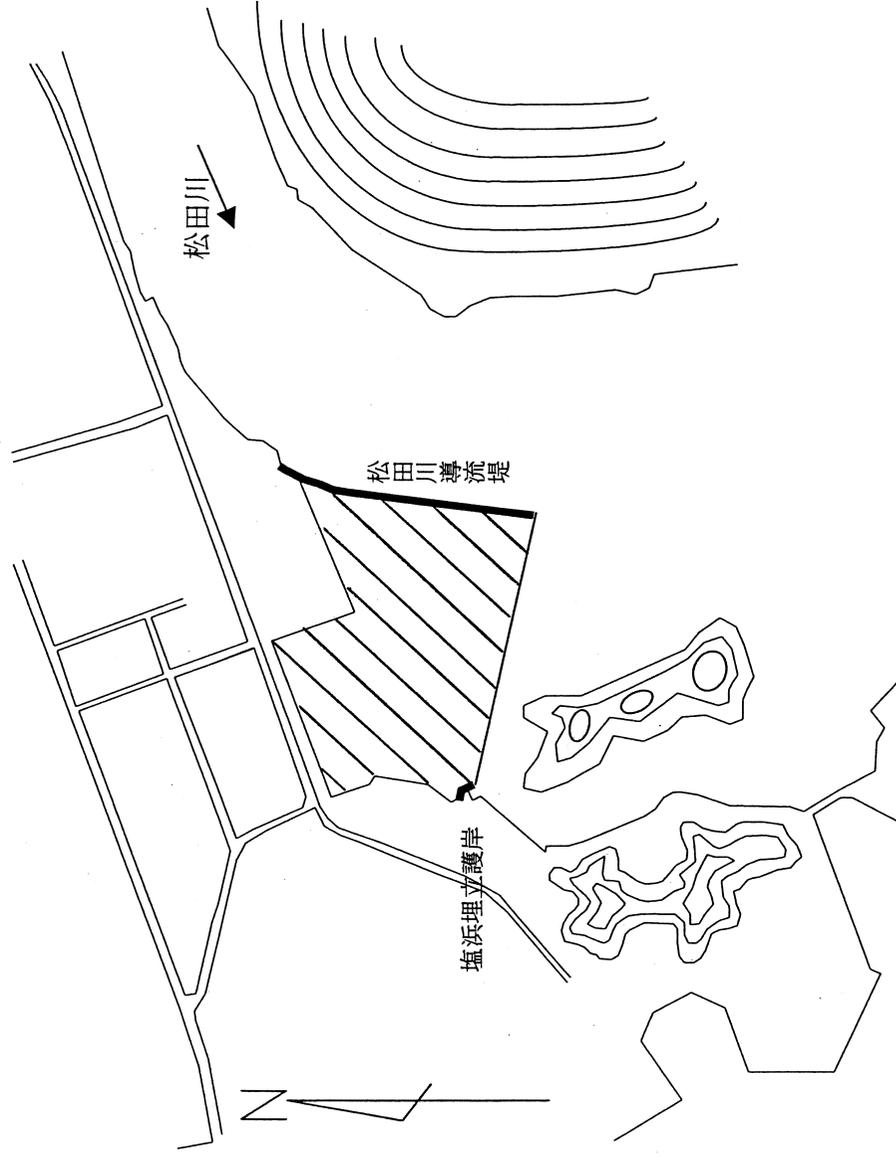
港湾名	所在地	放置等禁止区域	放置等禁止物件
宿毛湾港	宿毛市地先	塩浜埋立護岸南端から松	船舶

		田川導流堤南端まで引いた線、松田川導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	
佐賀港	幡多郡佐賀町地先	鹿島東端を中心として1,000メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面(ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)第6条第4項に基づき指定された佐賀漁港の区域を除く。)別図2	船舶
あしずり港	土佐清水市養老地先	松崎三角点から108度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面(ただし、漁港法第6条第1項に基づき指定された養老漁港及び同条第4項に基づき指定された清水漁港の区域を除く。)別図3	船舶

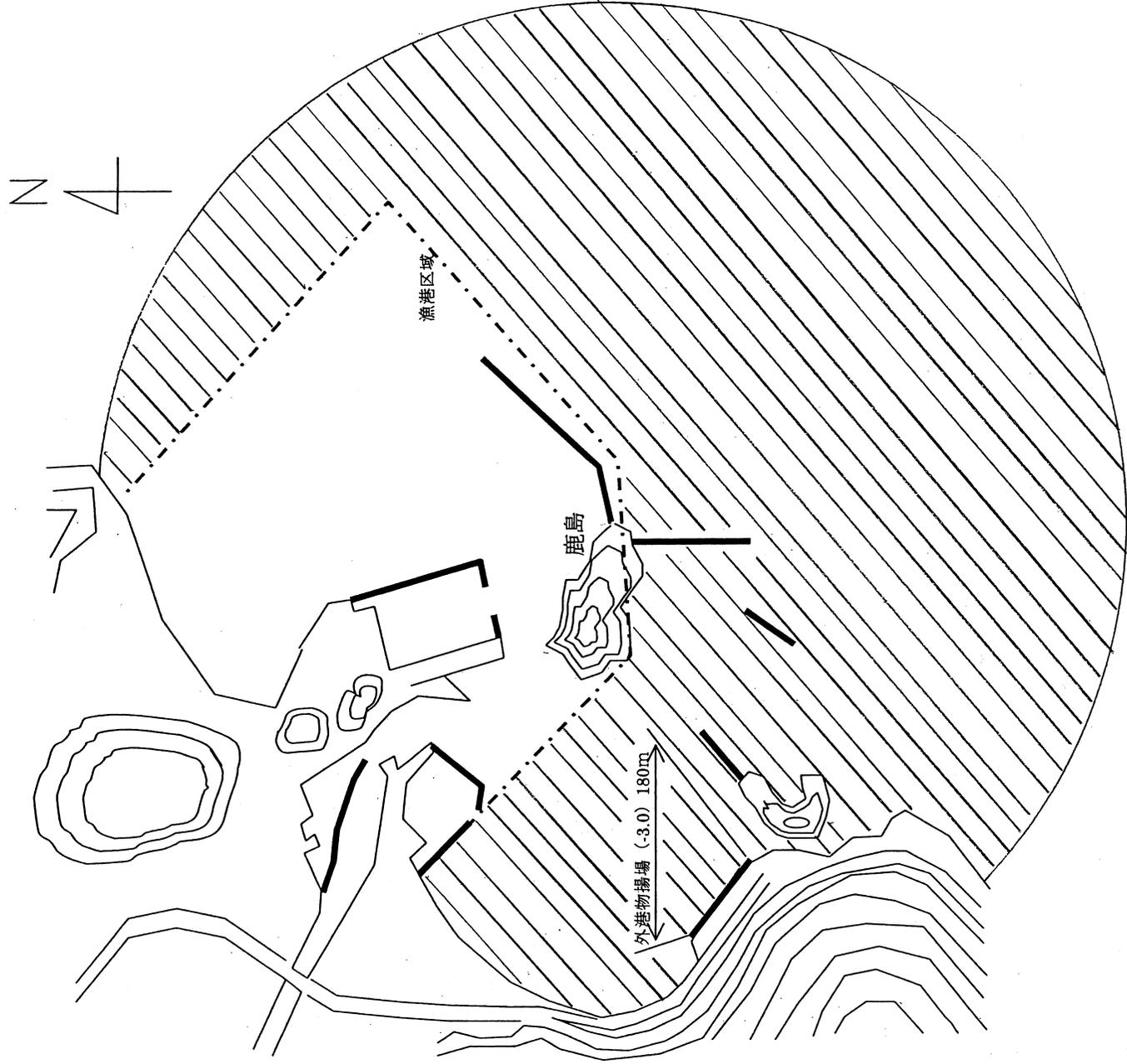
別図 1
宿毛湾港における放置等禁止区域



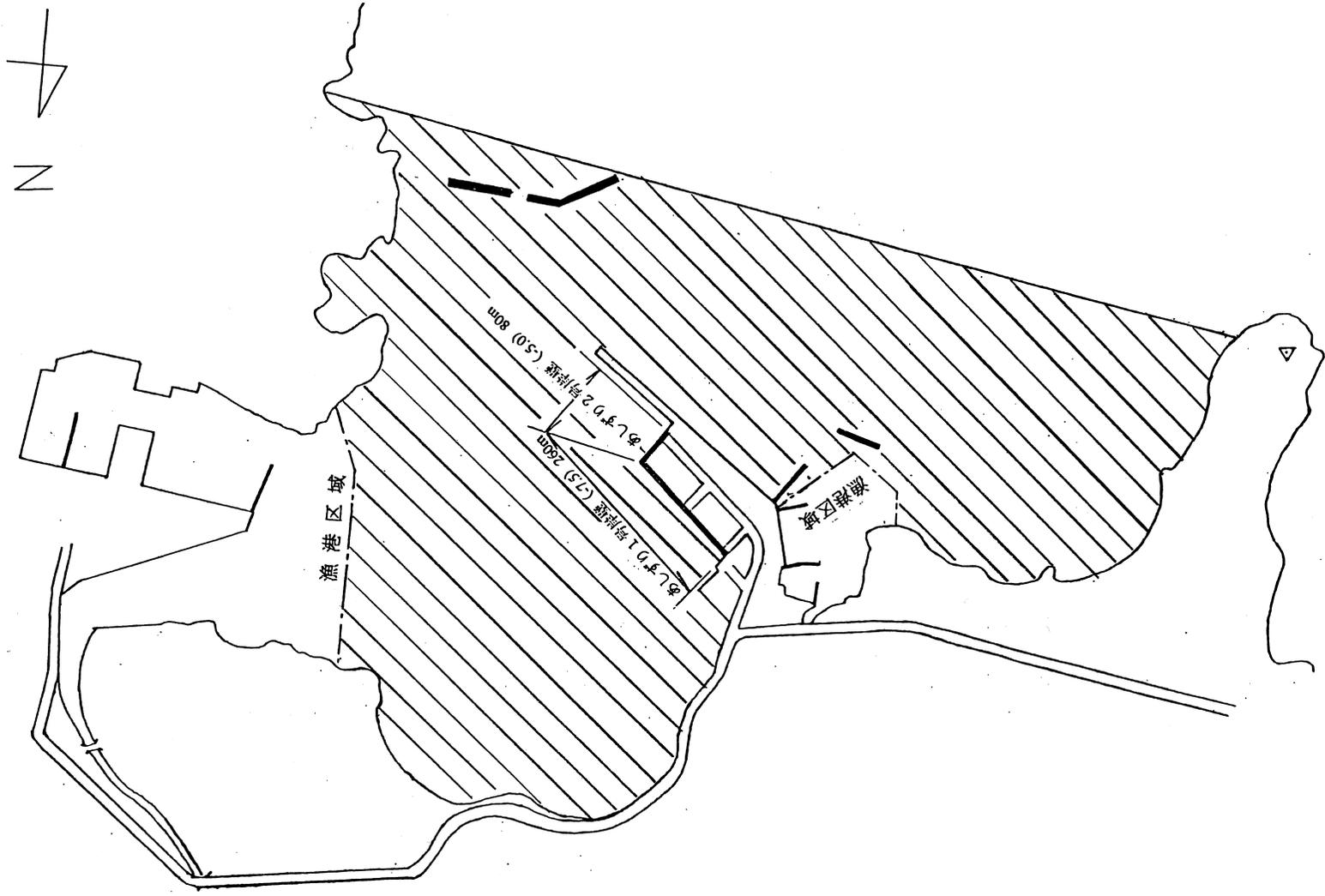
宿毛湾港 新田地区



別図 2
左賀港における放置等禁止区域



別図3
あしずり港における放置等禁止区域



高知県告示第115号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成14年3月16日から施行する。
平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

別表の2 指定代理金融機関の(2)の表中

「	潮新町	「	「
」	北	」	」

平成2年4月1日
平成元年2月1日

を

「	北	「	「
---	---	---	---

」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成14年2月20日から2月間高知県文化環境部生活女性課において縦覧に供する。

平成14年2月22日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
	特定非営利活		土佐市	この法人は、障害のある人や高齢者に対する相談事業や、福祉サービスに係わる人材の育成と資質の向上を図るとともに、福

平成14年2月20日	動法人 地域福 祉サポ ートあ ・とむ	山下 香 代子	蓮 池 790 番 地 3	社サービスに関係する調査研究や、関係機関・団体と連携し、地域啓発を図ることにより、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。
------------	---------------------------------	------------	---------------------	--

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成14年2月20日から2月間高知県文化環境部生活女性課において縦覧に供する。

平成14年3月1日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |           |                          |                                                                                                                                     |
|------------|------------------|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称               | 代表者の氏名    | 主たる事務所の所在地               | 定款に記載された目的                                                                                                                          |
| 平成14年2月20日 | 特定非営利活動法人りんご村    | 志和 康<br>覚 | 高知市<br>帯屋町<br>二丁目<br>3番1 | この法人は、障害をもつ人に対して、パソコンなどの技術習得の援助や情報提供を行うとともに、企業や行政などと連携し、障害をもつ人の社会参加機会や就業機会の拡大を実現し、もって福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。この法人は、全国に広 |

|  |  |  |  |                                                                         |
|--|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  | がりつつあるよさこい祭りの情報発信、祭りを通じて高知と全国各地をむすび、人材提供と交流をはかり、地域の活性化と公益に寄与することを目的とする。 |
|--|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------|

~~~~~  
平成14年3月6日付けをもって高知赤十字病院労働組合執行委員長山地好市から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事件
 - (1) 賃金及び手当について
 - (2) 労働条件について
 - (3) その他の要求について
- 2 日時

平成14年3月18日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所

高知赤十字病院の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成14年3月15日

高知県知事 橋本 大二郎

| 役名(退任) | 氏名    | 住 所            |
|--------|-------|----------------|
| 理事     | 田村 嘉史 | 香美郡土佐山田町佐古藪554 |
| 「      | 岡本 忠雄 | 「 614          |
| 「      | 佐竹 之守 | 「 226 - イ      |
| 「      | 公文 豊広 | 「 515          |
| 「      | 公文 速雄 | 「 509          |
| 「      | 田村 美登 | 「 534 - 1      |
| 監事     | 岡本 秋廣 | 「 652 - 2      |
| 「      | 信崎 幸雄 | 「 266 - 2      |

(就任)  
 理事 田村 嘉史 香美郡土佐山田町佐古藪554  
 " 宮地 良雄 " " " 599  
 " 佐竹 之守 " " " 226 - イ  
 " 公文 豊広 " " " 515  
 " 岡本 幸雄 " " " 652 - 1  
 " 田村 美登 " " " 534 - 1  
 監事 岡本 秋廣 " " " 652 - 2  
 " 信崎 幸雄 " " " 266 - 2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、三原村南部土地改良区の解散を平成14年3月4日に認可した。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、後川土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 田頭文五郎 | 中村市敷地1592 - 1 |
| 坂本 憲一 | " " 1058      |
| 武田 雅夫 | " " 1437      |
| 山際 重雄 | " " 73        |
| 武田 晴喜 | " " 1136      |
| 坂本 至正 | " " 1050      |
| 窪田 幸  | 岩田1384        |
| 梶原 健一 | " " 1366      |
| 郷畑 和秀 | " " 1917      |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、宿毛市伊与野土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

| 氏名    | 住所                 |
|-------|--------------------|
| 松田 茂  | 宿毛市小筑紫町伊与野 394 - 1 |
| 横山 征男 | " " " 1368         |
| 池田 實  | " " " 500          |
| 松田 典夫 | " " " 1545         |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(弘見地区土地改良総合整備事業(農道))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年3月15日から同年4月15日まで
- 縦覧場所  
大月町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業(増井地区一般農道整備事業(農道))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年3月15日から同年4月15日まで
- 縦覧場所  
春野町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業(葉山地区中山間地域総合整備事業(区画整理))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年3月15日から同年4月15日まで
- 縦覧場所  
葉山村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項におい

て準用する同法第8条第1項の規定により、春野町の行う土地改良事業(春野地区農村総合整備統合補助事業(用排水路))の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年3月15日から同年4月15日まで
- 縦覧場所  
春野町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、春野町の行う土地改良事業(春野地区農村総合整備統合補助事業(農道))の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年3月15日から同年4月15日まで
- 縦覧場所  
春野町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、吾川村から大久保団地地区の換地処分を平成14年2月25日に行った旨の届出があった。  
 平成14年3月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号  
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第34条第1項の規定により、意見聴取を次のとおり実施する。  
 平成14年3月4日(掲示済)  
 高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

- 期日  
平成14年3月12日午前10時
- 場所  
高知市棧橋通四丁目15番11号

高知県高知南警察署別館 2 階意見聴取室

監 査 公 表

監査公表第 7 号

平成14年 3月15日

高知県監査委員 依光 隆夫  
同 池脇 純一  
同 吉原 強  
同 高橋 恵子

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 9 項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について報告があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

13高企画第165号  
平成14年 2月25日

高知県監査委員 様

高知県知事 橋本 大二郎

定期監査の指摘事項に対する措置について (通知)

平成13年 3月23日付け12高監報第29号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により通知します。

記

機関名 南国土木事務所  
(事実認定)

橋梁工事中用 P C 桁の制作において、県外の制作工場に出張して部分検査を実施しているが、このような工場検査については、平成 9 年度の監査結果を受けて、癒着の疑惑を招かぬよう内部で取り決めをしている。

しかし今回、旅程の途中より工場までの区間で被検査民間業者が手配した交通手段を利用することを当初から予定して組み入れた旅行命令が行われるなど、上記の取り決めが没却されている実態が認められた。

(指摘事項)

上記の事実は、過去に受けた嚴重注意に対する改善がなおざりにされている結果と言えるものであり、監査結果を遵守する姿勢が見られず、極めて遺憾である。

今後は、二度とこのようなことがないよう改善の徹底を図り、事務処理の適正な取扱いを求める。

(措置結果)

執行機関においては、利害関係者との癒着の疑惑を招かないよう適正な旅行命令を行うとともに、過去の監査結果に基づき内部で取り決めた改善事項の引継ぎを確実にを行い、適正な事務処理を行うよう所属職員に周知徹底した。

また、監査の指摘を受けて、該当部局においては、平成 8 年度

から12年度にかけての県外における工場検査の実態を調査し、現状を把握するとともに、今後、再び県民から疑惑を持たれることがないように、厳正な事務の執行について徹底を図った。

13高企画第165号

平成14年 2月25日

高知県監査委員 様

高知県知事 橋本 大二郎

定期監査の指摘事項に対する措置について (通知)

平成13年12月18日付け13高監報第17号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により通知します。

記

機関名 高齢者福祉課

(事実認定)

平成12年度の高知県機能回復訓練研修事業及び高知県痴呆性高齢者介護研修事業に係る委託料の支出事務において、委託業務の一つである研修実績報告書が作成されていないにもかかわらず、契約金額の全額が支払われており、本年度に返還措置が行われた。

(指摘事項)

上記の事実は、高知県契約規則 (昭和39年高知県規則第12号) に基づく事業履行の検査が正しく行われず、実行されていない業務の一部に対してその経費を支出したもので、高知県会計規則 (平成 4 年高知県規則第 2 号) の基本にもとる不適正な事務処理であり、極めて遺憾である。

今後は、二度とこのようなことがないよう適正な措置を強く求める。

(措置結果)

執行機関において、検査職員対象者に対して指摘事項を踏まえた研修を実施するとともに、研修内容を各職員へ周知し、啓発及び指導を行った。

今後は、委託事業の進行管理及び履行検査を確実にを行い、適正な事務の執行に努める。

正 誤

| 公 報 日 付 | 公 報 番 号 | 種 類   | ペ ー ジ | 欄<br>(行)  | 正          | 誤       |
|---------|---------|-------|-------|-----------|------------|---------|
| 平12・6・6 | 8260    | 目次    | 1     | 上<br>(13) | 自警車共行権動田邊路 | 自警車動田邊路 |
| "       | "       | 告示382 | 2     | 上<br>(15) | 自警車共行権動田邊路 | 自警車動田邊路 |